

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 整理表

	特定教育・保育施設	備考
趣旨	第1条	
設備運営基準の目的	第2条	
設備雲煙基準の向上	第3条	
学級編成の基準	第4条	
職員の数等	第5条	
園舎及び園庭	第6条	
園舎に備えるべき設備	第7条 【従うべきは第7項を除く】	
園具及び教具	第8条	
教育及び保育を行う機関及び時間	第9条 【従うべきは第1項第3号、第2項を除く】	
子育て支援事業の内容	第10条	
掲示	第11条	
学校教育法施行規則の準用	第12条	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	第13条 【平等取扱、虐待、懲戒権濫用の禁止、秘密保持】	
幼稚園設置基準の準用	第14条	

注 従うべき基準を網掛けで表示している。